

1 議 事 日 程

〔令和4年太宰府市議会 環境厚生常任委員会〕

令和4年12月13日

午前10時00分

於 全員協議会室

日程第1 議案第62号 太宰府市男女共同参画推進センタールミナスの指定管理者の指定について

日程第2 議案第63号 太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について

日程第3 議案第69号 令和4年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第4 議案第70号 令和4年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

日程第5 議案第71号 令和4年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について

2 出席委員は次のとおりである（6名）

委員長	小 畠 真由美 議員	副委員長	長谷川 公 成 議員
委員	原 田 久美子 議員	委員	船 越 隆 之 議員
〃	森 田 正 嗣 議員	〃	今 泉 義 文 議員

3 欠席委員は次のとおりである

な し

4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（5名）

健康福祉部長	川 谷 豊	高齢者福祉担当理事 兼高齢者支援課長	行 武 佐 江
人権政策課長兼 人権センター所長	河 野 貴 之	国保年金課長	山 口 辰 男
介護保険課長	立 石 泰 隆		

5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長	木 村 幸代志	議 事 課 長	花 田 敏 浩
書 記	阿 部 宏 亮		

開会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（小島真由美委員） 皆さん、おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから環境厚生常任委員会を開会いたします。

日程につきましては、お手元に配付しているとおりです。

直ちに議案の審査に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第62号 太宰府市男女共同参画推進センタールミナスの指定管理者の指定について

○委員長（小島真由美委員） 日程第1、議案第62号「太宰府市男女共同参画推進センタールミナスの指定管理者の指定について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

人権政策課長。

○人権政策課長（河野貴之） おはようございます。

議案第62号「太宰府市男女共同参画推進センタールミナスの指定管理者の指定について」ご説明申し上げます。

太宰府市男女共同参画推進センタールミナスの指定管理者の指定につきましては、太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定に基づき、公募によらない候補者として、公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団を引き続き令和5年度から3年間にわたりルミナスの指定管理者の候補に選定しましたので、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定するに当たり、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

その理由といたしましては、公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団がこれまで行ってきた管理運営面において、十分な実績を有していること、及び男女共同参画啓発事業をはじめ、資格取得事業、就職支援事業、趣味教養事業など、多種多様な事業を展開し、男女共同参画の推進と女性の活躍推進、自立支援に関する拠点としてふさわしい役割を果たしているからです。このような各種事業を円滑に運営し、太宰府市の男女共同参画の拠点であるルミナスを適正に管理していくためには、これまで培ってきた経営のノウハウや実績を十分に有している公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団を指定することが最も有効であると考えております。

説明は以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

森田委員。

○委員（森田正嗣委員） お尋ねいたします。

まず、この12月議会で、指定管理者の指定についての同意を求めるといってご準備をされてきたんだと思いますので、まず手続的なところを教えてください。

この12月議会で同意を求めるといって、まずは令和5年3月いっぱい指定期間が切れるということ、まずは管理者指定の公募、非公募についてガイドラインがとおりになるのではないかと思います。ガイドラインがとおりになれば、当然関係諸機関といいますが、諸担当の機関の間で協議が行われて、一つの意思決定がなされるのではないかというふうに私どもは理解するんですけども、その点について、どういう経緯をたどってこられたのか、教えてくださいたいと思います。

○委員長（小島真由美委員） 人権政策課長。

○人権政策課長（河野貴之） 今お尋ねでございますが、ガイドラインに従いまして、令和4年7月に関係課、経営企画課等と協議をいたしまして、それでガイドラインに基づく非公募、先ほど申し上げたような理由ということで協議をいたしまして、それで令和4年10月に市長決裁等の協議を経まして、今回非公募ということで上程しているものでございます。

以上です。

○委員長（小島真由美委員） 森田委員。

○委員（森田正嗣委員） ありがとうございます。そうしますと、7月に協議を始められて、10月に決裁をいただかれて、一応今に至っていらっしゃるということですね。

それで問題は、非公募ということは、先ほどから振興財団のこれまでの実績を挙げてこれたんですけども、ガイドライン上といいますが、こういう場合は公募にする、こういう場合は非公募にする、公募が原則だとは思いますが、非公募にするというのは、私なんかの理解では少し特殊性かなという気はいたしますが、そういう振り分けといいますが、そういう一般的な基準というものはあるんでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） 人権政策課長。

○人権政策課長（河野貴之） このガイドラインの12ページに、委員お尋ねの非公募による選定についてということで、非公募による選定ができる場合、④その他特別な事情があると市長が認める場合ということでございまして、こちらに基づき先般の経過で庁舎内等で協議した結果、今までの、今回お諮りする財団の実績、あるいは独自に行っていました利用者アンケート、この中でサービスについての満足は72%、これは館の老朽化等が影響していると思いますが、今後も利用したいとして回答された方が98%ということで、安定確保に努めておられる、あるいは太宰府市が男女共同参画のプランで掲げている3つの目標、男女共同参画社会に向けた意識づくり、あらゆる分野における男女共同参画の推進、誰もが互いの人権を尊重する社会づくり、こういった目標に沿って事業を進めて、このプランの運用に寄与していると、そういう事情を鑑みまして、この(1)の④その他特別な事情があると市長が認める場合ということに該当するということで判断しまして、非公募と決定したところでございます。

以上です。

○委員長（小島真由美委員） 森田委員。

○委員（森田正嗣委員） ありがとうございます。そのガイドラインの市長が特別な事情があると認めるものというときに、当然担当部署からは相当の理由があるということの上申書といえますか、そういうものが出されていると思います。そのときに、担当課のほうで出される継続すべき、あるいは非公募にすべきということの理由としての基準としては、今お話を伺っている限りは、少なくともこの設置目的、共同参画の設置目的に合致した事業をやってきたこととか、それから受講者、お使いになった方のもう一度使いたいと、そういった希望があること、そういったことが一つの細則の基準として挙げられた理由というふうに考えてよろしいのでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） 人権政策課長。

○人権政策課長（河野貴之） 委員お見込みのとおりでございます。

以上です。

○委員長（小島真由美委員） 森田委員。

○委員（森田正嗣委員） ありがとうございます。それでは、実体的な理由といえますか、判断に踏み込まれたところで幾つか疑問がありますので、お答えいただきたいのですが、まずは、このルミナスが利用された経緯というのが、実は昨年度いきいき情報センターが使えなくなったということに伴う利用者の移動というのが、ルミナスに対して集中したというのがございますよね。それと、ただそれを割り引いたとしても、少なくとも一般的な状態で利用者が増えたということではないというお話ですね。それからもう一つ、こちらのDV被害者の相談会というものをこのルミナスは自主事業として設定していらっしゃるようですけども、ここに過去の、令和3年度の実績を見ますと、毎月2回の開催で、結局相談件数は1件だったという、そういう実績、こういう事情については、先ほどの基準に照らしますと、これは無視していいものか、それともこれも加味して基準に合致するというふうにお考えになったのか、お尋ねをいたします。

○委員長（小島真由美委員） 人権政策課長。

○人権政策課長（河野貴之） まず、1点目ですが、利用者の経過、いきいき情報センターが使用できなくなったことで、ルミナスに利用者が流動的に移動したというのは確かでございます。ただ、先ほど申し上げたような理由で、利用者の市民と館の職員の信頼関係といえますか、そういったアンケートに、また利用したいとか、そういうことで、ふだんから努力をしているという、そういうことで、確かに利用者は減少しておりますが、コロナ前がおおむね年間2万人、コロナ後も1万9,000人ということで、私どもはコロナによる臨時閉館とか、そういうことを差し引きましても、このあたりは利用者の継続、確保につながったものであると評価をいたしております。

2点目ですが、DV相談、委員がおっしゃるように、月2回専門の相談員が相談に応じてい

ましたが、確かに利用は少ない現状がございました。その理由として挙げられますのは、DV相談が、例えば庁舎内部で、支援措置の関係で市民課とか保育児童課、福祉課あたりに相談に来て、DVのこういった受けているとか、そういうことで人権政策課につなぐという庁舎内の横の連携が大きかったんですが、ただルミナスが本庁舎とは離れた場所にあるというところで、なかなかそこにおいでいただくということが難しい状況がございましたので、令和4年度からは市役所内の人権政策課に、NPOに委託して専門の相談員を配置するという体制を整えて、一定の成果を上げたところでございますが、一方でルミナスでも職員が、指定管理仕様書にもありますが、引き続きそういった相談を職員が受けるということで、自分たちで研修に行きスキルを高めたりとか、そういった活動も行っておりますので、そういった努力と申しますか、そういうところも加味して、そういったことも今回の議案と申しますか、非公募の理由の中に挙げさせていただいているところでございます。

以上です。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

原田委員。

○委員（原田久美子委員） ルミナスは、今は県のほうの男女共同参画あすばるとの関係もあると思いますけれども、スポーツ振興財団、今お話を聞いたところによりますと、何かあった場合には、DVの相談とかは専門職がおると言われましたけれども、DVで相談に来る人は顔を見せたくないんですよ。逃げている方がいらっしゃるんですね。DVで、隠れて太宰府市に来て。それで、太宰府であれしているんで、隠れてある方が顔を表面的に出したくない、相談もしたいけれども、ルミナスの窓口とかは専門職もないのにもかかわらず、ルミナスでそういうふうなことをしてもいいのかなというのが個人の考えでございます。とにかく、男女共同参画、県とスポーツ振興財団と人権政策課、その3つがきちんと連携を持っていただかないと、スポーツ振興財団は区画外だと思うんですよ。先ほど内容を言われましたけれども、内容はいきいき情報センターと同じで、部屋を貸して、いろいろなことをされているのは重々分かっておりますけれども、そういうふうにはDVとか、そういうふうなことになりますと専門家が要るので、スポーツ振興財団にそういうふうな専門職を1人置くとか、そういうふうなことをしてもらわないと、私は心配だなと思っておりますけれども、その点についてはどんなふうにお考えでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） 人権政策課長。

○人権政策課長（河野貴之） 今委員お尋ねの、まずあすばるとスポーツ振興財団と人権政策課の関連性、連携ですが、お尋ねのとおり、連携は取りながら、県のあすばるの事業のPR、あるいは当然参加等もいたしております。もう一つ、現状令和4年度現在では、財団本部とルミナスの職員、館長主任と私ども人権政策課のほうで、月1回の定例会、三者会議と申しまして、今課題、問題点等も論議をいたしております。その中で、先ほどルミナスの職員も自主的にスキルを高める研修等に行っているという答弁もいたしましたが、今お尋ねいただいたように、

ルミナスも相談窓口の一つでありますので、そういった委員のご意見も伺いながら、また今後とも検討協議を行ってまいりたいと考えております。

○委員長（小島真由美委員） よろしいですか。

ほかにありませんか。

船越委員。

○委員（船越隆之委員） 今、専門職の方が、専門職というか、市の職員の方がそういうふうな研修を受けてあるとおっしゃいましたけれども、実際何名の方がそういう研修を受けて、相談に来られる場合は大体2人ぐらいで対応しないと、1対1じゃあ、もう一人聞き手がおらないと、いろいろな相談の行き違いがあったりするものだから、最低2名ぐらいそれはおられるんですか。

○委員長（小島真由美委員） DVの相談者ということですかね。

○委員（船越隆之委員） そうそうそう。すみません。

○委員長（小島真由美委員） 人権政策課長。

○人権政策課長（河野貴之） まず、今人権政策課が委託しているNPO法人を取りますと、常駐の相談員は1名、あとその相談員が不在の場合は、必ず代替の相談員を配置するような契約を結んでおります。それで、今複数、私も生活保護等で経験がございしますが、困難事例等、困難といたしますか、要配慮、場合によっては複数の相談体制が必要な場合もありますので、言った言わないとか、そういうことにつながる。その場合は職員が同席するような体制も整えて、当然職員もそういった専門の、先ほど申したあすばるとかというところもあります、専門の研修を受けて対応する体制を整えております。同じくルミナスも、担当管理職員は必ず研修を受けまして、複数名で対応するような体制を整えているところです。

以上です。

○委員長（小島真由美委員） 船越委員。

○委員（船越隆之委員） そしたら、常時、相談を受けるときには必ず2名で対応しているということですね。私はそれを聞きたいだけです。ちゃんと対応を2名でしているかということですね。

○委員長（小島真由美委員） 人権政策課長。

○人権政策課長（河野貴之） 必ず2名ということではございません。確かにそれが、その状況に応じて、まずは傾聴して、そういった複数名で対応する必要性が生じた場合は、その後また新たに別の職員が相談に加わるということで、今のところそういう体制を取っております。

以上です。

○委員長（小島真由美委員） よろしいですか。

ほかにありませんか。

原田委員。

○委員（原田久美子委員） 今、指定管理者のルミナスは、体育センターの一部、受付をされてい

と思います。それは、どういったことでルミナスが体育センターの受付をしていかなければいけないのか、そのところをお聞かせください。

○委員長（小島真由美委員） 人権政策課長。

○人権政策課長（河野貴之） 現在の状況で申しますと、ルミナスと体育センターは同じ指定管理者が受けておりますので、そういった形で、ルミナスは平日は午後9時までの開館とかということもございますので、確かに受付の窓口を管理人が利用施設を兼務するというのもございますが、令和5年度からはこのような状況を解消して、それぞれに管理人を置くということで、今協議を行っているところでございます。

以上です。

○委員長（小島真由美委員） 原田委員。

○委員（原田久美子委員） そのようにしていただきたいと思いますので、ご協力してください。
終わりです。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。よろしいですね。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） それでは、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。
採決を行います。

議案第62号について可決することに賛成の方の挙手を求めます。
（全員挙手）

○委員長（小島真由美委員） 全員挙手です。

したがって、議案第62号「太宰府市男女共同参画推進センタールミナスの指定管理者の指定について」は可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時22分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 議案第63号 太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について

○委員長（小島真由美委員） 次に、日程第2、議案第63号「太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（行武佐江） 議案第63号「太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について」ご説明申し上げます。

太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定につきましては、太宰府市公の施設に係る

指定管理者の指定手続などに関する条例第5条の規定に基づき、公募によらない候補者として、社会福祉法人太宰府市社会福祉協議会を引き続き令和5年度から3年間にわたり老人福祉センターの指定管理者の候補者に選定しましたので、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定するに当たり、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

その理由といたしましては、当施設は総合福祉センターと建物が一体であり、安全管理に関する設備を共有しており、災害発生時などには一体となった対応が不可欠な状況であること、また老朽化が著しく、これまで同様の安全な施設の管理運営を図るためには、施設細部まで熟知していることが選定条件であると考えます。さらに、社会福祉協議会は市高齢者支援課と密接に連携し、福祉的視点を持ちながらサービスの提供に努めており、必要に応じて社会福祉協議会の総合相談や、介護予防サービスの支援につなぐ連携も構築されております。このようなことから、運営に関してあらゆる面で細かなノウハウを有している社会福祉法人太宰府市社会福祉協議会を指定することが効果的であると考えております。

説明は以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

森田委員。

○委員（森田正嗣委員） ありがとうございます。お尋ねをいたします。

先ほどのルミナスと重複するところがございますけれども、まずは、ガイドラインに沿われて、この12月議会で同意を求めるについての計画がスタートしたと思うんですけども、まずは協議を始められた月の話、それから決定に至ったとき、そして先ほど非公募としての指定をするに当たっての実質的な理由をいただきましたけれども、市長に対して、こうこうこういう理由があるから、この基準に合致するんだという提案書を出されたのかどうか、それに基づいて市長の決裁があったのかどうか、その点をお答えください。

○委員長（小島真由美委員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（行武佐江） 指定管理者制度運用ガイドラインに沿って、まず令和3年度末までに指定管理更新の可否について内部協議を行いました。令和4年4月に経営企画課と、無料または低額な料金で地方公共団体または社会福祉法人が運営することを原則とするとされていること、それからこれまでの実績、建物が一体化となっていることなどを検討し、社会福祉協議会の指定管理更新の方向で経営企画課と協議を行いまして、8月に随意選定の理由書を作って、市長の決裁を受けて随意選定の決定に至りました。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 森田委員。

○委員（森田正嗣委員） ありがとうございます。幾つかこれまでの社会福祉協議会が老人福祉、特に老人福祉センターの維持、管理運営について寄与してこられたということで、いろいろ実



質的な理由を挙げられておられますけれども、1つ気になりますのは、この建物が老朽化して、維持管理費について相当な費用を要していると。たまたま令和3年度は開館日数が少なかったために、費用を回したといたしますか、そういった形で流用した形で補填をされたというふうなことがございまして、本来費用的にかなり難しいのではないかという気がいたしますけれども、この点はいかがでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（行武佐江） 詳細につきましてはまだ検討している段階ですけれども、どうしても、今おっしゃられたとおり、古いですので、雨漏りがしたりとか、そういうこともございます。今指定しております社会福祉協議会さんのほうで、できる範囲で修理とかはしていただいております。今後のことは、また検討していきたいと思っております。

○委員長（小島真由美委員） 森田委員。

○委員（森田正嗣委員） ありがとうございます。あと一点お伺いしたいのは、共同の浴場について、レジオネラ菌が発生したということで、共同浴場をしばらく休止されて検査をして、また再開をされたということですが、レジオネラ菌といたしますと、これは高齢者にとっては肺炎の引き金になる厄介なものなんですけれども、このレジオネラ菌についての検出、あるいは検査の方法とか、その対策、これから共同浴場をこのまま使用を続けていくということになると、リスクとしては高くなっていくと思うんですけれども、その点の対処、あるいは対応方法についてはどのようにお考えでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（行武佐江） 昨年11月に、男性のお風呂のほうでレジオネラ菌が検出されております。その後、専門業者による会館の清掃、それから清掃作業のマニュアルの見直しを行いまして、今万全の体制でやっております。毎日、ろ過器の洗浄、それから集毛器というもので、毛を集める場所ですね。そこの掃除、それから残留塩素の測定も1日4回行っております。それから、シャワー系統の消毒とか点検、それから1日5回浴槽、お風呂をあふれさせるんです。加水というんですけれども、そういう方法のものを行いまして、終了後、夕方になりましたら浴室内、それから脱衣所の掃除とかも徹底してやっております。

以上です。

○委員長（小島真由美委員） よろしいですか。

森田委員。

○委員（森田正嗣委員） ありがとうございます。今伺っただけでも、共同浴場の管理だけでも大変な管理だと思いますね。このほかに、それぞれ2階の部屋を管理したり、それから老人クラブ、長寿クラブなんかの支援も行っている。それから、高齢者の特有な相談問題についても承っているということで、ここが受けていただいている業務がかなり大きいと思うんですけれども、本来からいえば、これはそういう業者の委託というよりは、市あるいはそういうところが直接所管しなければ間に合わないのではないかという気がいたしますが、そのあたりはいかが

でしょうか。

○委員長（小島真由美委員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（行武佐江） その点につきましても、今後検討してまいりたいと思います。

以上です。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。よろしいですね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第63号について可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小島真由美委員） 全員挙手です。

したがって、議案第63号「太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について」は可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時31分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第69号 令和4年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号） について

○委員長（小島真由美委員） 日程第3、議案第69号「令和4年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

補正予算書30ページをお開きください。

執行部の説明を求めます。

国保年金課長。

○国保年金課長（山口辰男） 議案第69号「令和4年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。

補正予算書は、30ページから37ページになります。

補正予算書36、37ページをお開きください。

今回の補正は、令和3年度決算における歳入歳出差引き残高1億2,091万8,379円を前年度繰越金に計上するため、6款1項1目の前年度繰越金について、既決予算5,000万円との差額7,091万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、歳出でございます。

8款1項2目償還金について、令和3年度分の普通交付金の精算として8,508万9,067円の返

還が生じたので、既決予算5,000万円との差額3,509万円の増額補正をお願いするものでございます。また、前年度繰越金から償還金を差し引いた3,582万8,000円を国民健康保険事業特別会計財政調整基金に積み立てるため、6款1項1目積立金について増額補正をお願いするものでございます。

次に、債務負担行為でございます。

補正予算書の33ページをお願いいたします。

第2期データヘルス計画最終評価、第3期データヘルス計画策定支援業務委託でございます。

令和5年度で計画期間が満了する第2期データヘルス計画の最終評価及び令和6年度から計画期間が開始する第3期データヘルス計画の策定を令和5年度中に実施するに当たり、支援委託業者の公募、選定、契約事務を令和4年度中に実施する必要があるため、債務負担行為をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

原田委員。

○委員（原田久美子委員） 債務負担行為についてなんですけれども、第2期データヘルス計画最終評価が最終になるということなんですけれども、今年ですよ。本年度に終わるということで、第3期のデータヘルス計画策定支援業務の委託も含めて、いつ頃までに報告が上がるんですか、その評価が。

○委員長（小島真由美委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（山口辰男） 今現在の第2期データヘルス計画の最終評価は、令和5年度末が最終評価になりますので、令和6年2月ぐらいが最終評価の報告になるかと考えております。

○委員（原田久美子委員） ありがとうございます。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

私から1件いいですか。

データヘルス計画については、これは特定健診等の実施計画も包含した形で、成果連動型という形で先進的なやり方を太宰府市は取り入れていらっしゃいます。このコロナ禍を想定して今回の評価が変わってくるのかとか、基準値になるところの考え方が変わるのか、この評価の考え方についてはコロナ禍が影響しているのかどうかを教えてください。

国保年金課長。

○国保年金課長（山口辰男） 現在のデータヘルス計画の評価的なものについては、当然コロナ禍における受診率の低下といますか、受診者数の減少という部分は、ある程度加味する必要はあるかとは思いますが、今までの、基本的に計画期間が6年間でございますので、その辺の部

分を若干加味しつつも、本来は補正件数を掛けるなり、そういった形で最終評価をしていくべきだと考えております。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 分かりました。ありがとうございます。

それでは、これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第69号について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小島真由美委員） 全員挙手です。

したがって、議案第69号「令和4年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時37分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 議案第70号 令和4年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

○委員長（小島真由美委員） 日程第4、議案第70号「令和4年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

補正予算書は38ページをお開きください。

執行部の説明を求めます。

国保年金課長。

○国保年金課長（山口辰男） 議案第70号「令和4年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。

補正予算書は、38ページから43ページになります。

補正予算書の42、43ページをお願いいたします。

歳入につきましては、令和3年度の後期高齢者医療に係る事務費負担金の精算により、福岡県後期高齢者医療広域連合から172万6,839円の返還を受けるため、増額補正をお願いするものでございます。

また、歳出につきましては、一般会計から事務費負担金分を繰り入れておりますので、一般会計に返還するため増額補正をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島真由美委員) これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島真由美委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第70号について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○委員長(小島真由美委員) 全員挙手です。

したがって、議案第70号「令和4年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時39分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第71号 令和4年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について

○委員長(小島真由美委員) 日程第5、議案第71号「令和4年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について」を議題とします。

補正予算書は、44ページをお開きください。

執行部の説明を求めます。

介護保険課長。

○介護保険課長(立石泰隆) 議案第71号「令和4年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について」ご説明いたします。

今回の補正は、保険事業勘定の歳入歳出予算にそれぞれ624万4,000円を追加し、予算総額を60億6,449万8,000円にお願いするものでございます。

詳細の補正の内容につきましては、事項別明細書でご説明いたします。

補正予算書の48、49ページをお願いいたします。

下段の歳出からご説明させていただきます。

1款1項1目、細目001職員給与費、2節給料、一般職員給270万円、3節職員手当等354万4,000円でございますが、これは人事異動及び人事院勧告によるものでございます。財源でございますが、同ページの中段辺りになります。7款1項5目1節職員給与費等繰入金624万4,000円でございます。

説明は以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

森田委員。

○委員（森田正嗣委員） 今の職員の給与の増加ということで、人事院勧告というお話でしたけれども、説明をお願いしたいのは、その次のページの給与明細とかの一覧がございますけれども、結局一般職の中に補正後40名というふうになっていますが、このことを指しておっしゃっているということによろしいのでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） 介護保険課長。

○介護保険課長（立石泰隆） こちらの科目に上がります職員給与費の対象のほうは、51ページの上段のア、会計年度任用職員以外の職員、こちらのほうの給与表に当たる職員数になります。

○委員長（小島真由美委員） よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第71号について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小島真由美委員） 全員挙手です。

したがって、議案第71号「令和4年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時43分〉

○委員長（小島真由美委員） 以上で当委員会に審査付託された案件の審査は全て終了しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（小島真由美委員） ここでお諮りします。

本会議における委員会の審査内容と結果の報告及び閉会中の委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

以上で環境厚生常任委員会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 異議なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（小島真由美委員） 以上をもちまして環境厚生常任委員会を閉会いたします。

閉会 午前10時43分

~~~~~ ○ ~~~~~

太宰府市議会委員会条例第27条により、上記のとおり環境厚生常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

令和5年2月15日

環境厚生常任委員会 委員長 小 畠 真由美